

こうしんだより

With KOUSHIN!

令和 8 年 3 月 27 日

「こうしんプレミアム定期積金」金利改定のお知らせ



～ お預入金利 年 1. 6 % ～



甲府信用金庫（理事長：岩下 浩）は、令和 8 年 4 月 1 日より『こうしんプレミアム定期積金』の適用金利を改定し、現行の年 0. 5 % から、年 1. 6 % へ引き上げます。

本商品は、個人・個人事業主・法人、全てのお客さまにご利用いただける定期積金です。地域のお客さまの「将来への備え」や「事業の成長」を後押しし、「安心安全」な資産形成のお手伝いをしてまいります。

【プレミアム定期積金概要】

改定日	令和 8 年 4 月 1 日（水）
ご利用いただける方	個人、個人事業主、法人のお客さま
適用金利	1. 6 0 %（固定金利）
ご契約期間	1 0 年（1 2 0 回払い）
払込金額	毎月 1 0, 0 0 0 円以上（1 0, 0 0 0 円単位）
払込方法	普通預金などからの自動振替のみ

※商品の詳細はチラシをご覧ください。

甲府信用金庫は地域と共に歩む金融機関として、今後も持続可能な地域経済の実現に向けて取り組んでまいります。

以上

お問い合わせは、甲府信用金庫 営業支援課まで
電話番号 0 5 5 - 2 2 2 - 0 3 2 4



あなたの未来へ こうしんと

 **こうしん 甲府信用金庫**

こうしん プレミアム 定期積金

お預入金利

年1.60%

(税引後 年1.27496%)



- ・ご利用いただける方：個人、個人事業主、法人のお客さま
- ・払込金額：毎月10,000円以上（10,000円単位）
- ・ご契約期間：10年（120回）のみ
- ・払込方法：普通預金などからの自動振替のみ

※途中解約した場合は、当金庫所定の中途解約利率が適用されます。

※本商品は預金保険制度の対象商品です。

※給付補てん金（お利息）には所定の税金がかかります。

あなたの未来へ こうしんと

 **こうしん** 甲府信用金庫

こうしんプレミアム定期積金 商品概要説明書

1	商品名	こうしんプレミアム定期積金																
2	ご利用いただける方	個人、個人事業主、法人のお客さま																
3	ご契約期間・種類	定型方式 10年																
4	お払い込み	(1) 払込方法	普通預金などから自動振替により、定期的に120回にわたって掛金を払い込みいただきます。(現金では払い込みいただけません。)															
		(2) 払込金額	10,000円以上															
		(3) 払込単位	10,000円単位															
5	払戻しの方法	満期日(休業日の場合は翌営業日)に一括して給付契約金を払戻します。																
6	お利息 (給付補てん金)	(1) 適用金利	1.60%の固定金利といたします。															
		(2) 給付補てん金の支払方法	給付補填金は満期日(休業日の場合は翌営業日)に一括して払戻します。															
		(3) 計算方法	給付補填金は付利単位を1円とし、掛金の払込み残高の積数に年利回りを乗じて計算いたします。															
7	税金	平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる給付補填金には、復興特別所得税が追加課税されるため20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。なお、マル優は利用できません。																
8	手数料等	ありません。																
9	中途解約時のお取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日までの期間に応じて、約定利率に①から⑧を乗じ、お利息に相当する額を計算し、この積金の掛金の払込み残高とともに払戻します。(ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。)</p> <table border="0"> <tr> <td>① 1年未満の場合</td> <td>普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>② 1年以上4年未満の場合</td> <td>年利回り×20%</td> </tr> <tr> <td>③ 4年以上5年未満の場合</td> <td>年利回り×30%</td> </tr> <tr> <td>④ 5年以上6年未満の場合</td> <td>年利回り×40%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 6年以上7年未満の場合</td> <td>年利回り×50%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 7年以上8年未満の場合</td> <td>年利回り×60%</td> </tr> <tr> <td>⑦ 8年以上9年未満の場合</td> <td>年利回り×70%</td> </tr> <tr> <td>⑧ 9年以上10年未満の場合</td> <td>年利回り×80%</td> </tr> </table>	① 1年未満の場合	普通預金利率	② 1年以上4年未満の場合	年利回り×20%	③ 4年以上5年未満の場合	年利回り×30%	④ 5年以上6年未満の場合	年利回り×40%	⑤ 6年以上7年未満の場合	年利回り×50%	⑥ 7年以上8年未満の場合	年利回り×60%	⑦ 8年以上9年未満の場合	年利回り×70%	⑧ 9年以上10年未満の場合	年利回り×80%
① 1年未満の場合	普通預金利率																	
② 1年以上4年未満の場合	年利回り×20%																	
③ 4年以上5年未満の場合	年利回り×30%																	
④ 5年以上6年未満の場合	年利回り×40%																	
⑤ 6年以上7年未満の場合	年利回り×50%																	
⑥ 7年以上8年未満の場合	年利回り×60%																	
⑦ 8年以上9年未満の場合	年利回り×70%																	
⑧ 9年以上10年未満の場合	年利回り×80%																	
10	金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利ボードまたは窓口へお問い合わせください。																
11	苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務人事部内お客さま意見・要望窓口(9時~17時、電話:0120-115-240)に申出ください。																
12	紛争解決措置	山梨県弁護士会民事紛争処理センター(電話:055-235-7202)、東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務人事部内お客さま意見・要望窓口、全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)または関東地区しんきん相談所(9時~17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申立て頂くことも可能です。																
13	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・掛金のお払込みが遅延した場合には、お客さまのご選択により、満期日を遅延した日数に応じた期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をお支払いいただきます。 ・満期日以後のお利息は払戻日における普通預金利率により計算します。 ・この預金は預金保険制度の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・詳しい内容につきましては、当金庫の本支店までお問い合わせください。 																